

4. サンクト・ペテルブルク条約

1. 明治維新後の北海道

明治維新後、蝦夷を北海道と改称し、11 国に分割。

色丹島と歯舞群島は花咲郡として、根室国に含まれる。

国後島、択捉島は、千島国となる。

明治政府は北海道開拓使を任命して、北海道の開拓・経営に全力を上げるも、サハリン（樺太）に割く余力はなかった。他方、ロシアはサハリン全島の領有を求めていた。

2. サンクト・ペテルブルク条約（樺太・千島交換条約）締結交渉

1874 年 3 月 榎本武揚（1836 年 10 月 5 日～1908 年 10 月 26 日）、ウルップ島からカムチャツカ半島までの島々と樺太（サハリン）との交換の訓令をもって、初代駐露公使として赴任。

1875 年 1 月 2 日 ロシア側交渉責任者ストレモウーホフ・アジア局長、サハリンと、ウルップ島よりオネコタン島（いわゆる中千島）までとの交換を要求。

ロシア船が、オネコタン島とパラムシル島との間のアンフェリト海峡を通航しているため。

3 月 4 日 榎本、日本側条件（上記訓令の内容）を提示。

3 月 24 日 ストレモウーホフ、日本の主張に同意。

5 月 7 日 サンクト・ペテルブルク条約調印（正文はフランス語）。



榎本武揚

3. 条約第 2 款問題

3.1. クリル諸島の定義

1956 年以降、日本政府は、この第 2 款の当時の日本語訳「現今所領『クリル』群島即チ第一・・・」を根拠に、「クリル諸島とは、シュムシュ島からウルップ島までの 18 島である」という主張を展開し始めた。

ここで問題となるのは、フランス語正文の *le groupe des Îles dites Kouriles*（クリルと呼ばれる島々のそのグループ）についてである。

フランス語正文からの直訳で「自身が現在所有しているクリル諸島のグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「クリル諸島のグループ」が「クリル群島」と簡略化されていて、*groupe*（グループ）に対応する語を別途訳出していない。このため、日本語訳では、クリル群島すなわちクリル諸島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読める（と 1956 年以降の日本政府が主張している）が、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定してい

たため、樺太・千島交換条約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

【フランス語正文¹】

Article II

En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu'Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaïd, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raïkoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpoï et Brat Tcherpoïeffet, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l'île de Choumchou.

【ロシア語訳²】

Статья 2

Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъяснённой в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа включает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алайд, 3) Парамушир, 4) Маканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиапшотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Матуа, 12) Растуа, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черпой и Брат Черпоев и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российской и Японской в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【日本語訳³】（榎本訳？）

第二款

全魯西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈唎島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「バラムシル」島第四「マカソルシ」島第

¹ 『締盟各国条約彙纂』外務省記録局、1889年、第1編、647-648ページ（国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/798309/1/339>）。

² *Полное собрание законов Российской Империи. Собрание Второе*. Том LI. Отделение 1. 1876 г. с. 196. (<https://www.runivers.ru/bookreader/book9975/#page/197/mode/lup>) なお、表記は現代ロシア語に直してある。

³ 注1に同じ。

五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チエルポイ」ならびに「ブラット、チエルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラバツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ両国ノ境界トス

【現代語訳】（上野訳）

第2条

第1条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、クリル諸島と呼ばれる諸島の、自身が現在所有しているグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の18島が含まれる。その18島とは、すなわち、1) シュムシュ、2) アライド、3) パラムシル、4) マカンスルシ、5) オネコタン、6) ハリムコタン、7) エカルマ、8) シャシコタン、9) ムシル、10) ライコケ、11) マツア、12) ラスツア、13) スレドネヴァおよびウシシル、14) ケトイ、15) シムシル、16) プロトン、17) チエルポイおよびブラット・チエルポエフ、18) ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロバトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

3.2. 千島列島の定義

この第二款が問題となったのは、1956年以降の日ソ平和条約締結交渉において、日本政府が、歯舞群島および色丹島だけでなく、1951年のサンフランシスコ平和条約第2条c項で放棄した「千島列島」に含まれているはずの国後島および択捉島の返還をソ連に対して要求することになったからである。日本政府は、国後島および択捉島の返還要求と、「千島列島」を放棄したサンフランシスコ平和条約第2条c項との整合性を持たせるために、「国後島および択捉島は千島列島ではない」という主張を展開する必要がある、その根拠に、この1875年のサンクト・ペテルブルク条約第二款の日本語訳を挙げ始めたのである。

1950年当時の日本政府の見解は、国後島および択捉島は千島列島であり、したがってサンフランシスコ平和条約第2条c項で放棄した千島列島には国後島および択捉島は含まれるというものであった。したがって、1950年3月8日におこなわれた衆議院外務委員会の質疑でも、樺太・千島交換条約第二款を根拠にして「国後島と択捉島は日本領土であるはず」という国会議員の質問に対して、政府（西村熊雄政府委員・外務省条約局長）は以下のように反論している⁴。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル（千島）アイランズと、こうなっております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのでありますが、その点いま一応御答弁願います。

○西村（熊）政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願いたいと思います。私は政務局長とまったく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、ク

⁴ 国会の議事録は、国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>) で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。

リル全島すなわちウルツプ島よりシユムシユ島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります、下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

○西村（熊）政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございます。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

3.3. 「南千島」

1950年3月8日の答弁で明らかなように、政府は当時、終始一貫して、国後島および択捉島を「南千島」と呼んでいる。そして、1951年10月のサンフランシスコ平和條約の批准のための国会でも政府は、「條約にある千島列島の範圍については、北千島と南千島の両者を含む」と説明している（1951年10月19日、衆議院における西村熊雄政府委員・外務省條約局長の答弁）。

○西村（熊）政府委員 條約にある千島列島の範圍については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまったくその立場が違うことは、すでに全權がサンフランシスコ會議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において總理から御答弁があつた通りであります。

なお齒舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときはいまだ調印前でございましたので、むろんソ連も調印する場合のことを考へて説明されたと思ひます。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、實際上ない次第になつております。